

発委第8号

診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の改定等を求める意見書の提出について

診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の改定等を求める別紙の意見書を国会及び関係行政庁に提出したいので、議会の議決を求める。

令和7年12月19日提出

提出者 飯田市議会社会文教委員会
委員長 下平恒男

(別紙)

診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の改定等を求める意見書
(案)

我が国では、昨今の物価上昇への対応や人手不足と人材獲得競争の激化等を背景に、国内産業全体で5.52%という高水準の賃上げが実現するなど積極的な賃上げが進んでいる。一方、診療報酬等の公的制度により収入が決定される医療機関、高齢者施設、障害者施設等に従事する方々の給与は、経済成長や民間企業の賃上げに連動した仕組みになっていないことから、経済全体に好循環が生まれている中にあっても、給与の引上げにつながっていないという厳しい実態にある。

また、令和6年度に公立病院の83.3%（総務省 R7.10.28「公立病院の現状と課題について」から）が、特別養護老人ホームの46.1%が、さらに養護老人ホームの58.4%（全国老人福祉施設協議会の調査から）が赤字を生じ、特に訪問介護の倒産は過去最高となるなど厳しい現状がある。少子高齢化が急速に進展する中で、市民が将来への不安を感じることなく、安心して住み慣れた地域で医療、介護、障害福祉サービス等が受けられる体制を構築することは喫緊の課題であり、医療機関、高齢者施設、障害者施設等に従事する方々の給与引上げによる処遇改善は、離職者防止にもつながり、良質なサービス提供体制の維持と人材確保に欠かせないものである。

よって、国会及び政府において、医療機関、高齢者施設及び障害者施設等の経営安定化のため、医療福祉従事者の処遇改善を通じ、地域医療等の崩壊を防ぐためにも、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

記

- 1 介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の前倒しの改定を行うこと。
- 2 診療報酬、介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の大幅な引上げを早急に行うこと。
- 3 次の本格改定までの間に物価高騰の影響を踏まえた手当を迅速かつ確実に講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月19日

長野県飯田市議会議長 竹村圭史

提出先 衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
総務大臣
財務大臣